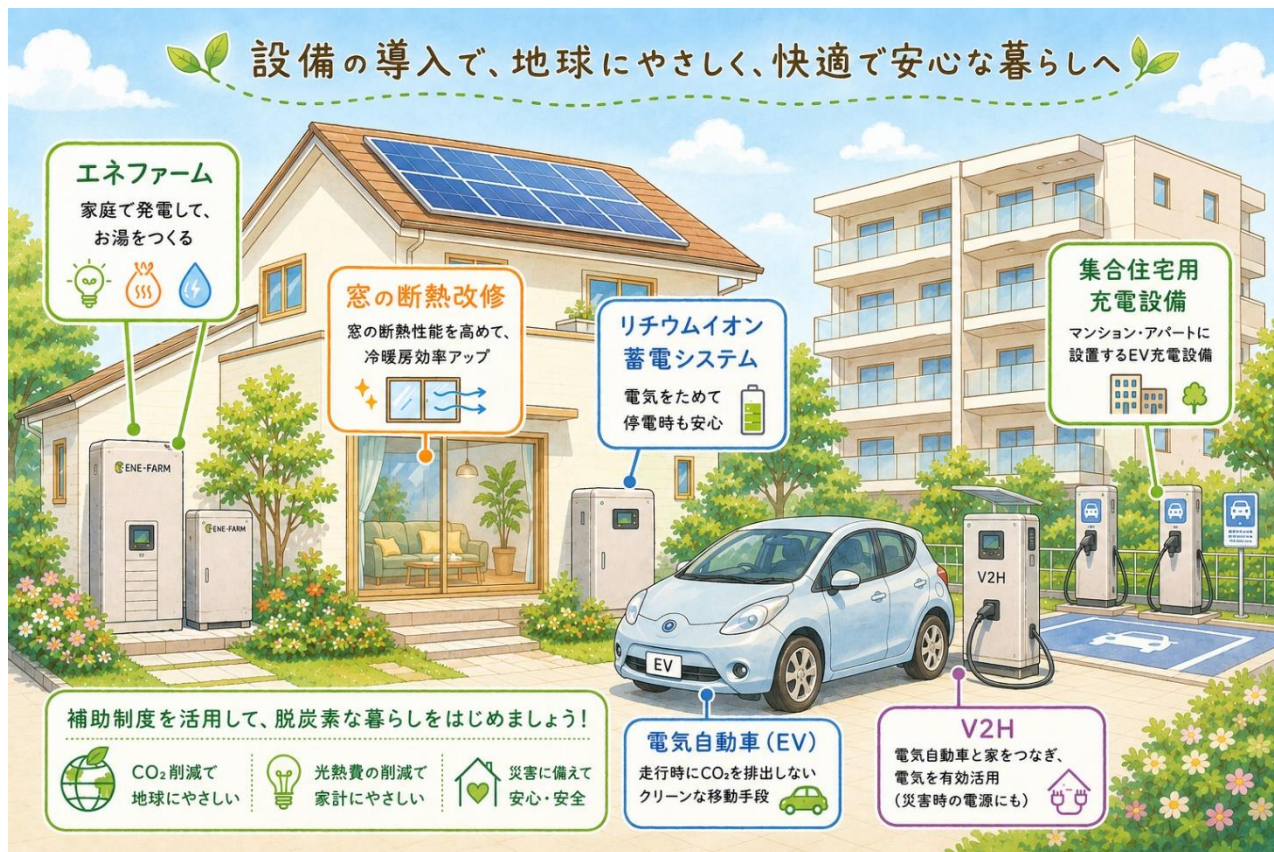


浦安市 住宅用設備等脱炭素化促進事業 補助金パンフレット



《申請期間》

令和8年4月1日～令和9年2月26日

※予算の範囲に達した時点で、申請期間内でも受付を終了します。

<お問い合わせ先>

浦安市役所 環境部 環境保全課

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1

Tel:047-352-6481(直通)

Fax:047-381-7221

E-mail:kankyuhozen@city.urayasu.lg.jp

市ホームページ:<http://www.city.urayasu.lg.jp/>



1 補助金の対象者

【必須事項】

- ① 補助事業を実施する住宅に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方
- ② 市税の滞納をしていない方

【次のいずれかに該当する方】

- ① 自らが居住する住宅に対象設備を導入する方
- ② 自らが居住しようとする新築住宅に対象設備を導入する方(窓の断熱改修を除く。)
- ③ 対象設備が導入された新築住宅を自らが居住するために購入する方(窓の断熱改修を除く。)

※導入設備は申請者が所有し、未使用品であることに限ります。

■「集合住宅用充電設備」はマンション等の管理組合または所有者、「住民の合意形成のための資料」はマンション等の管理組合が対象となります。

■「窓の断熱改修」は個人の他に、マンション等の管理組合も対象です。

(注)令和8年4月1日以降に対象設備の設置工事に着手し、申請期間内に工事(または引き渡し)が完了していること(電気自動車等の場合は自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が令和8年4月1日以降であること)が条件となります。

(令和8年3月31日以前に設置工事の着手、工事または引き渡しが完了しているものについては対象外となります。)

2 補助金利用のながれ



- 補助金の申請は、対象設備の設置または購入後になります。
- 申請書の受理後、申請内容の審査を行います。補助金交付の可否については、「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付・不交付決定通知書(第5号様式)」を送付します。
- 補助金は交付決定後、「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(第6号様式)」に記載の指定口座にお振込みします。
- 申請書の提出からお振込みまで2ヵ月程度かかります。

3 対象設備・補助金額

対象設備	補助金額	詳細
(1)家庭用燃料電池システム(エネファーム)	補助対象経費又は100,000円のうち、いずれか少ない額	P3
(2)定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費又は70,000円のうち、いずれか少ない額	P3
(3)窓の断熱改修 (新築住宅は対象外)	① 個人が申請する場合 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)又は80,000円のうち、いずれか少ない額 ② マンション等の管理組合が申請する場合 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)又は80,000円に改修を行う戸数を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額	P4
(4)電気自動車等 (電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)	① 住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合 補助対象経費又は150,000円のうち、いずれか少ない額 ② 住宅用太陽光発電システムを併設する場合 補助対象経費又は100,000円のうち、いずれか少ない額	P5
(5)V2H充放電設備	V2H充放電設備本体購入費(税抜)に10分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)又は250,000円のうち、いずれか少ない額	P5
(6)集合住宅用充電設備	<p>≪補助対象者:マンション等の管理組合または所有者≫</p> <p>① 住民のみ利用できる場合 ア 国の補助金の交付あり クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額に3分の1を乗じて得た額(千円未満切り捨て) 又は 500,000円に設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあっては、その口数)を乗じて得た額のうちいずれか少ない額</p> <p>イ 国の補助金の交付なし クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額を基準として、基準額に3分の1を乗じて得た額(千円未満切り捨て) 又は 500,000円に設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあっては、その口数)を乗じて得た額のうちいずれか少ない額</p> <p>② 住民以外も利用できる場合 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額に3分の2を乗じて得た額(千円未満切り捨て) 又は 1,000,000円に設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあっては、その口数)を乗じて得た額のうちいずれか少ない額</p>	P6
(7)住民の合意形成のための資料	<p>≪補助対象者:マンション等の管理組合≫</p> <p>補助対象経費又は150,000円のうち、いずれか少ない額</p>	P7

※ 補助対象経費は、いずれも消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額です。
 ※ 国等の補助金を受領する場合は、各設備の補助対象経費(税抜)から国等の補助金額を控除した額が、最終的な補助対象経費となります。

(1) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)

【設備の内容】

燃料電池ユニット並びに貯湯ユニットから構成され、都市ガスなどから燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させることで発電し、発電時の排熱を給湯などに利用できる設備

設備の要件	<ul style="list-style-type: none"> □ 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているもの □ 停電時自立運転機能を有するもの
導入する住宅の要件	<ul style="list-style-type: none"> □ 補助対象事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅(新築住宅を含む) <p>(第三者が所有している住宅の場合は、全ての所有者が補助事業の実施に同意している必要があります)</p>
補助対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> □ 補助事業を実施する住宅に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方 □ 市税を滞納していない方 □ 設備を導入する住宅において、過去に自ら又は自らと同一の世帯を構成する方が、既に本補助金の交付を受けていないこと <p>※ 財産処分制限期間の6年間を経過している場合は対象となります</p>
補助対象となる経費の範囲	<ul style="list-style-type: none"> □ 設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等) □ 付属品(給湯器、リモコン等) □ 設置工事費(据付、配線、配管工事等)

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム

【設備の内容】

リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができる設備

設備の要件	<ul style="list-style-type: none"> □ 国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
導入する住宅の要件	<ul style="list-style-type: none"> □ 補助事業を実施する方が居住する市内に所在する住宅(新築住宅を含む) <p>(第三者が所有している住宅の場合は、全ての所有者が補助事業の実施に同意している必要があります)</p>
補助対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> □ 補助事業を実施する住宅に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方 □ 市税を滞納していない方 □ 設備を導入する住宅において、過去に自ら又は自らと同一の世帯を構成する方が、既に本補助金の交付を受けていないこと <p>※ 財産処分制限期間の6年間を経過している場合は対象となります</p>
補助対象となる経費の範囲	<ul style="list-style-type: none"> □ 設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等) □ 付属品(計測・表示装置、キュービクル等) □ 設置工事費(据付、配線工事等)

(3) 窓の断熱改修

【設備の内容】

室内の熱を逃がさず、外の熱を室内に入れにくい等、熱の伝わりを抑える性能が高い窓への改修（既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む）が対象）

<p>設備の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 国が令和6年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により、窓・ガラスとして登録されているもの □ 窓全体の熱貫流率Uwが1.9以下のものであること □ 1室単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること（室とは壁、ドア、障子、襖等で仕切られる空間をいう。） <p>≪補助対象となる1室の例≫ リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>※ 以下の場合、改修を要件としません。 ✓ 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓） ✓ 300×200mm以下のガラスを用いた窓 ✓ 換気を目的としたジャロジー窓 ✓ テラスドア及び勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等</p>
<p>導入する住宅の要件</p>	<p>（個人が申請する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 補助事業を実施する方が居住する市内に所在する住宅（既存住宅に限る）（第三者が所有している住宅の場合は、全ての所有者が補助事業の実施に同意している必要があります） <p>（マンション等の管理組合が申請する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 自らが管理する市内に所在する既存のマンション等（共同住宅、長屋）
<p>補助対象者の要件</p>	<p>（個人が申請する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 補助事業を実施する住宅に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方 □ 市税を滞納していない方 □ 設備を導入する住宅において、過去に自ら又は自らと同一の世帯を構成する方が、既に本補助金の交付を受けていないこと <p>（マンション等の管理組合が申請する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 同一の棟について既に本補助金の交付を受けていないこと
<p>補助対象となる経費の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 設備本体（窓、ガラス） □ 窓、ガラスの取付工事費 □ 高断熱窓の設置と不可分の工事費等（内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） <p>※ 網戸、雨戸等の窓附属部材費は対象に含みません。 ※ ガラスが付随するドアそのもの（窓として登録されているものを除く）の本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含みません。</p>

(4) 電気自動車等

【設備の内容】

(電気自動車) 電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車
(プラグインハイブリッド自動車) 電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車

設備の要件	<ul style="list-style-type: none">❑ 新車として新たに購入したもの(中古の輸入車の初度登録車を除く)❑ 自動車検査証に燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」、「軽油・電気」、用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されていること❑ 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であり、登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であるもの❑ 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの
導入する住宅の要件	<ul style="list-style-type: none">❑ 補助対象事業を実施する方が居住する市内に所在する住宅❑ 申請日までに住宅用太陽光発電設備が導入され、発電した電気を補助対象設備に充電できること <p>※ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備併設の場合は、両設備を申請日までに導入している必要があります。</p>
補助対象者の要件	<ul style="list-style-type: none">❑ 市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている方❑ 市税を滞納していない方❑ 設備を導入する住宅において、申請者が既に本補助金の交付を受けていないこと(申請者(※設備の所有者)が異なる場合は申請可能)
補助対象となる経費の範囲	<ul style="list-style-type: none">❑ 設備本体の購入費

(5) V2H充放電設備

【設備の内容】

電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備

設備の要件	<ul style="list-style-type: none">❑ 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの
導入する住宅の要件	<ul style="list-style-type: none">❑ 補助対象事業を実施する方が居住する市内に所在する住宅(新築住宅を含む) <p>(第三者が所有している場合は、全ての所有者が補助事業の実施に同意を得ている場合に限る)</p>
補助対象者の要件	<ul style="list-style-type: none">❑ 市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている方❑ 市税を滞納していない方❑ 設備を導入する住宅において、過去に自ら又は自らと同一の世帯を構成する方が、既に本補助金の交付を受けていないこと
補助対象となる経費の範囲	<ul style="list-style-type: none">❑ 設備本体の購入費

(6) 集合住宅用充電設備

【設備の内容】

- ① 急速充電設備
電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備を備えたもの
- ② 普通充電設備
漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備を備えたもの
- ③ 蓄電池付急速充電設備
主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50キロワット以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたもの
- ④ 充電用コンセント
電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグの差込口
- ⑤ 充電用コンセントスタンド
充電スタンドを装備する盤状又は筒状の筐体

設備の要件	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの ❑ 補助対象設備を設置するマンション等に属する駐車場における充電設備として(マンション等の)住民が利用できるもの
導入する住宅の要件	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 既存のマンション等であること(新築のマンション等は対象外です) ❑ 住民以外も充電設備を利用可能な場合、申請日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地外から見える範囲に、住民以外も充電設備の利用が可能であることが明記された案内板(400 mm×400 mm以上)などが確認できること
補助対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 補助対象設備を設置する市内のマンション等の管理組合又は所有者 ❑ 補助対象設備の設置にあたって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。(住民以外も充電設備を利用可能とする場合のみ) ❑ 同一の工事において、既に本補助金の交付を受けていないこと
補助対象となる経費の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 設備本体の購入費

(7) 住民の合意形成のための資料

【設備の内容】

集合住宅用充電設備を設置しようとするマンション等の管理組合が、集合住宅用充電設備の導入についての住民の合意形成のために作成する説明資料

設備の要件	マンション等の管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論に用いられた以下の資料 □ 集合住宅用充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図 □ 住民の費用負担の見込み等の資料 など
導入する住宅の要件	□ マンション等の管理組合が管理する既存のマンション等
補助対象者の要件	□ 集合住宅用充電設備を設置しようとする市内のマンション等の管理組合
補助対象となる経費の範囲	□ 充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担の見込み等の資料作成に係る事業者への委託料

4. 提出書類 ①

全設備共通の書類

提出書類名

《市が指定する様式》

- ① 浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)
(リース契約の場合は第3号様式)
・申請書の日付は市への提出日を記入してください。(郵送の場合は、日付は未記入)

- ② 市税を滞納していないことを証する書類・住民票の写し
※市が保有する情報により確認することに同意する場合(第1号様式又は第3号様式の署名欄に記入)は提出不要です。**同意署名欄は、必ず申請者本人が自署で記入してください。**

《市が指定する様式》

- ③ 補助対象設備の概要書(第2号様式)

- ④ 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類
(領収書の写し、ローン契約書の写し等)※リース契約の場合は不要
※住宅建築や他の工事と同時に設置し、建築請負総額(分割も含め)分の領収書しか用意できない場合は、その領収書の但し書き等に設備の費用が含まれていることを記載してください。
※領収書への記載が出来ない場合は、建築全体の領収書と併せて、任意様式「工事請負費の内訳書」を提出してください。

- ⑤ 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された書類
(最終見積書など領収書等の内訳がわかるもの)
上記のものが用意できない場合は、「工事請負費内訳書」(市が作成した様式例あり)を提出してください。

《市が指定する様式》

- ⑥ 浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(第6号様式)
※様式右上の申請者情報と「3 振込先」の口座情報のみ記入してください。(日付、金額等は記入不要)
※リースの場合は、リース事業者とリース先の連名で記載してください。

以下に該当する場合、提出が必要となる書類

提出が必要となる場合	提出書類名
国等の補助金を受けている(受ける)場合	<p>■ 国等の交付決定額がわかる書類 (交付決定通知の写し等) ※設備の種類や型番等で補助額が一律で決まっていて、申請段階で金額が明確となっている場合は、交付申請時の書類でも可</p>
設置事業者等が申請者の代わって手続きを行う場合	<p>■ 手続代行者選任届出書(市が作成した様式例あり) 申請者欄は、必ず申請者本人が自署で記入してください。</p>
リース契約によって補助対象設備を導入した場合	■ 貸与料金の算定根拠明細書(第4号様式)
	■ 委任状(第7号様式)
第三者が所有する住宅に補助対象設備を設置した場合	<p>■ 住宅の全ての所有者が設備を設置したことに同意したことが確認できる書類(市が作成した様式例あり)</p>
法人が申請者となる場合(マンション等の管理組合を含む)	<p>■ 登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)</p>

4. 提出書類 ②

補助対象設備ごとに提出が必要となる書類

- 全設備共通の書類に加えて、補助対象設備ごとに必要となる書類を揃えて申請してください。
- 補助対象設備ごとに必要となる書類は以下のとおりです。

補助対象設備	提出書類名
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	① 対象設備の仕様が確認できる書類 ⇒設備の形状、規格等の仕様が確認できるカタログ等の該当ページの写しなど
	② 対象設備の導入状況を示すカラー写真 ⇒設置状況を示す写真として以下の写真が必要です。 ■ 家の全体写真 ■ 対象設備の全体写真 ■ 対象設備の型式等がわかる写真(機器に貼ってあるシール箇所)
	③ 対象設備が未使用であることが確認できる書類 ⇒保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)、納品書 など ※設置住所または申請者名が明記されているもの。
定置用リチウムイオン蓄電システム	① 対象設備の仕様が確認できる書類 ⇒設備の形状、規格等の仕様が確認できるカタログ等の該当ページの写しなど
	② 対象設備の導入状況を示すカラー写真 ⇒設置状況を示す写真として以下の写真が必要です。 ■ 家の全体写真 ■ 対象設備の全体写真 ■ 対象設備の型式等がわかる写真(機器に貼ってあるシール箇所)
	③ 対象設備が未使用であることが確認できる書類 ⇒保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)、納品書 など ※設置住所または申請者名が明記されているもの。
	④ 太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類 ⇒以下のうち、いずれかの書類 <input type="checkbox"/> 送配電事業者との接続契約書の写し <input type="checkbox"/> 小売電気事業者との特定契約書の写し <input type="checkbox"/> 直近の売電明細書 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真(撮影から3ヵ月以内のものに限る)

補助対象設備	提出書類名
窓の断熱改修	<p>① 対象設備の仕様が確認できる書類 ⇒設備の形状、規格等の仕様が確認できるカタログ等の該当ページの写しなど</p>
	<p>② 住宅の平面図(施工箇所をマーカー等で示してください) ・改修箇所が複数ある場合は番号を付けて、写真に記入した番号と合わせてください。 ※平面図で要件が確認できない場合は、立面図の提出が必要となる場合があります。</p>
	<p>③ 対象設備の設置前及び設置後のカラー写真 ⇒設置状況を示す写真として以下の点に注意してください。 ・設置前と設置後の写真は、同一の場所(アングル)から撮影してください。 ・設置後の写真は窓にシールが貼ってある状態のものを撮影してください。 ・改修箇所が複数ある場合は、全ての箇所の写真が必要です。また、窓ごとに番号を付して、平面図に記入した番号と合わせてください。</p>
	<p>④ 対象設備が未使用であることが確認できる書類 ⇒保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)、納品書 など ※設置住所または申請者名が明記されているもの。</p>
	<p>≪マンション等の管理組合が申請する場合≫ <input type="checkbox"/> マンション等であることが確認できる書類 ⇒建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類 など</p>
	<p>≪マンション等の管理組合が法人格を持たない場合≫ <input type="checkbox"/> マンション等の管理組合の代表者であることが確認できる書類 ⇒代表者を決定した総会資料の写し <input type="checkbox"/> マンション等の管理組合代表者の本人確認書類の写し ⇒運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)などの写し</p>
電気自動車等	<p>① 対象設備の仕様が確認できる書類 ⇒車種、グレード等が確認できるカタログ等の該当ページの写し など</p>
	<p>② 太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類 ⇒以下のうち、いずれかの書類 <input type="checkbox"/> 送配電事業者との接続契約書の写し <input type="checkbox"/> 小売電気事業者との特定契約書の写し <input type="checkbox"/> 直近の売電明細書 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真(撮影から3ヵ月以内のものに限る)</p>
	<p>③ 対象設備の導入状況を示すカラー写真 ⇒設置状況を示す写真として以下の写真が必要です。 ■ 家の全体写真 ■ 対象設備が車庫に駐車されている写真(ナンバープレートが認識できるもの)</p>
	<p>④ 自動車検査証記録事項の写し</p>
	<p>≪V2H充放電設備併設の場合の補助を受ける場合≫ <input type="checkbox"/> V2H充放電設備が設置されていることが確認できる書類 ⇒V2H充放電設備の保証書の写し、設置状況がわかるカラー写真</p>

補助対象設備	提出書類名
V2H充放電設備	<p>① 対象設備の仕様が確認できる書類 ⇒設備の形状、規格等の仕様が確認できるカタログ等の該当ページの写しなど</p>
	<p>② 太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類 ⇒以下のうち、いずれかの書類 □ 送配電事業者との接続契約書の写し □ 小売電気事業者との特定契約書の写し □ 直近の売電明細書 □ 太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真(撮影から3ヵ月以内のものに限る)</p>
	<p>③ 対象設備の導入状況を示すカラー写真 ⇒設置状況を示す写真として以下の写真が必要です。 ■ 家の全体写真 ■ 対象設備の全体写真 ■ 対象設備の型式等がわかる写真(機器に貼ってあるシール箇所)</p>
	<p>④ 対象設備が未使用であることが確認できる書類 ⇒保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)、納品書 など ※設置住所または申請者名が明記されているもの。</p>
	<p>⑤ 電気自動車等を導入していることが確認できる書類 ⇒当該自動車の自動車検査証記録事項の写し</p>
集合住宅用充電設備	<p>① 対象設備の仕様が確認できる書類 ⇒設備の形状、規格等の仕様が確認できるカタログ等の該当ページの写しなど</p>
	<p>② 対象設備の導入状況を示すカラー写真 ⇒設置状況を示す写真として以下の写真が必要です。 ■ 対象設備の全体写真 ■ 対象設備の型式等がわかる写真(機器に貼ってあるシール箇所) ≪住民以外も充電設備を利用できる場合≫ □ 住民以外も充電設備を利用できることを示した案内板の写真 □ 案内板が設置されていることを確認できる周囲の景観の写真</p>
	<p>③ 対象設備が未使用であることが確認できる書類 ⇒保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)、納品書 など ※設置住所または申請者名が明記されているもの。</p>
	<p>④ マンション等であることが確認できる書類 ⇒建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類 など</p>
	<p>≪国のクリーンエネルギー補助金を併用する場合≫ □ (一社)次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式</p>
	<p>≪マンション等の所有者(個人)が申請する場合≫ □ 申請者の本人確認書類 ⇒運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)などの写し</p>
	<p>≪マンション等の管理組合が法人格を持たない場合≫ □ マンション等の管理組合の代表者であることが確認できる書類 ⇒代表者を決定した総会資料の写し □ マンション等の管理組合代表者の本人確認書類の写し ⇒運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)などの写し</p>

補助対象設備	提出書類名
住民の合意形成のための資料	<p>① 作成した集合住宅用充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担の見込み等の資料の写し</p>
	<p>② マンション等の管理組合等における総会等の議事録の写し ⇒集合住宅用充電設備の導入について議論が行われたことが確認できる内容のもの</p>
	<p>③ マンション等であることが確認できる書類 ⇒建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類 など</p>
	<p>《マンション等の管理組合が法人格を持たない場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> □ マンション等の管理組合の代表者であることが確認できる書類 ⇒代表者を決定した総会資料の写し □ マンション等の管理組合代表者の本人確認書類の写し ⇒運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)などの写し

5. 注意事項

【申請書類作成時・申請時】

- フリクションペンや鉛筆等の、筆跡を消すことが出来る筆記具は使用しないでください。
 - 修正液や修正テープでの修正はしないでください。修正をする場合は、修正箇所に二重線を引いてください。
- ※「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(第6号様式)」は二重線での修正も不可です。
- 補助交付額が予算の範囲に達したときは、**申請期間内であっても受付を終了**します。受付を終了した場合、すでに補助対象設備を導入済みで申請書類がそろっていても受付できませんので、ご注意ください。
 - 申請書の受付は、先着順となります。先着順とは、来庁順ではなく、**申請書類の不備がなく、正式に受付が完了した順番**となります。

【補助金交付後】

- 補助金交付後、要件に満たないことが発覚した場合は、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- 補助金の交付を受けて導入した設備は、**一定期間(財産処分制限期間)を経過するまでは、補助金交付の目的に反した使用や他人への譲渡、貸付、又は廃棄等の処分を行うことが原則できません。**
- 財産処分制限期間内に、設備の処分を行う場合は「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分承認申請書(第9号様式)」をご提出ください。処分日から財産処分制限期間満了日までの月数の割合に相当する補助金額の返還を求められます。
- 各設備の財産処分制限期間は以下のとおりです。
 - 家庭用燃料電池システム(エネファーム) 6年
 - 定置用リチウムイオン蓄電システム 6年
 - 窓の断熱改修 10年
 - 電気自動車等 4年
 - V2H充放電設備 5年
 - 集合住宅用充電設備 5年

【その他】

- 過去に補助金を使用して対象設備等を導入している場合、**同一の設備等で再度申請することはできません。**ただし、家庭用燃料電池システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムについては、財産処分制限期間である6年を経過した後に、新たに設備を交換または増設する場合は、再度申請が可能です。
- 必要に応じて、現地確認を行う場合があります。
- 補助金の交付を受けた方に、設備の使用状況に関する資料の提供やアンケート調査への協力等を求める場合があります。